



朝日税理士法人

<http://www.asahitax.or.jp>

店長より一言

長谷川 千恵美 さま

(はせがわ ちえみ)

わんこの美容室ラブリーならびにサロン
ドゥ LOVELY HEARTは、普通の主婦だっ
た私が天職と出会い始めたお店です。

トリミングはもちろん、エステメニューはご満
足頂けること請合いです。是非、あなた
のかわいいわんちゃんにも体験させてあげて下
さい。

興味を持たれた方は、是非お気軽にお越し
下さい。心よりお待ちしております。また詳し
くは、ホームページにも掲載しておりますので
こちらをご覧ください。

お客さま紹介

サロンドゥ LOVELY HEART

(URL: <http://www.katch.ne.jp/~lovelyheart/>)

◎会社概要

開業は平成10年、愛知県高浜市本郷町と同市神明町
に2店舗を構える。

専門は犬用の高級トータルエステティックサロンと美容
室。その他にも繁殖、交配、仲介など犬の事なら何でも
相談を受付けています。

◎得意分野(商品紹介等)

今回ご紹介するサロンドゥ LOVELY HEARTは、日本では
まだ珍しいエステメニューを取揃えた、東海地区随一の犬用エ
ステティックサロンのお店です。

具体的には、犬自身の自然治癒力を高めると話題のアロマテ
ラピーをはじめ、ジェットバス、泥パックなどのエステメニューで、
犬のリラクゼーション効果を高めます。また、サロンで使用す
るすべての水は、特殊セラミックにより高エネルギー化された、
体にやさしい「バイオ・ウォーター」と呼ばれるものです。さらに、
体も心も癒やす100%天然精油を使用しているため、トリミング
やエステを体験した愛犬を見て、飼い主の皆さんは毛並みの
違いにまず驚かれます。それは、店に入るとお出迎えしてくれる
わんちゃん達を見れば納得です。

朝日担当代表社員

近藤克磨



話題の言葉

インフォームド・コンセント(informed consent)とは、医療行為(投薬・手術・検査など)
や治験、人体実験の対象者(患者や被験者)が、治療や実験の内容についてよく説明を受け
理解した(informed)上で、施行に同意する(consent)ことです。説明の内容としては、対象とな
る行為の名称・内容・期待される効果のみでなく、副作用や成功率、経過・結末について予知
されることなども満遍なく含んだ正確な情報であることが望まれます。

患者と医療従事者双方の立場を守るため、不可欠なものであるとの認識は十分にされてい
るものの、日常的な運用はその大部分が両者の良心に依存している実情があります。これか
らはインフォームド・コンセントをめぐる事件は増加していくと考えられるため、法整備やガイド
ラインの作成が望まれるところです。(平田)

情報会員募集中

会員申し込みをして頂ければ、毎月、「朝日だより」・最新セミナーの案内を
お送りします。お申し込み方法は下記までお問合せ下さい。

※お問合せ先: 朝日税理士法人 名古屋本部 052-571-5480 info@asahitax.or.jp 土井まで

Question (特定中小企業者等が機械等を取得した場合等の法人税額の特別控除)

当社は、製造業を営む資本金3千万円の青色申告法人(株主はすべて個人)です。
この度、本社で使用しているパソコンを買い換え、1台25万円の新品ノートパソコンを10台購入し、器具及び備品として計上しました。
税務上、どのようなメリットがありますか？

Answer

ご質問の事例では、貴社は特定中小企業者に該当し、パソコンの取得価額の合計額が120万円以上であるため、一定の金額を法人税額から控除することができます。
また、貴社の選択により、特別償却制度又は即時損金算入制度を利用することもできます。

解説



特定中小企業者が新品の機械及び装置等を取得し、国内にある製造業その他の一定の事業の用に供した場合には、事業供用年度において、税額控除の特例を受けることができます。

(1) 主な対象資産

- ① 機械及び装置で、1台又は1基の取得価額が160万円以上のもの
- ② 事務処理の能率化等に資する電子計算機及びインターネットに接続されたデジタル複合機で、同一種類の複数設備の取得価額の合計額が120万円以上のもの
※平成10年6月1日から平成18年3月31日までの期間に取得した器具及び備品については、冷暖房用設備などについても、この特例の対象となります。
- ③ ソフトウェア(平成18年4月1日以降の取得に限る。)で取得価額の合計額が70万円以上のもの
- ④ 貨物自動車で車両総重量が3.5トン以上のもの

(2) 控除税額

- ① 取得価額×7%相当額(但し、当期の法人税額の20%相当額が限度)
※控除しきれない額については、1年間の繰り越しが認められます。

(3) 適用要件

確定申告書にこの特例の計算に関する明細書を添付

※特定中小企業者とは、中小企業者(資本又は出資の金額が1億円以下の法人で大規模法人に一定割合以上を所有されていないもの)のうち資本又は出資の金額が3千万円以下のものをいいます。
※直接取得に代えて、一定のリースの場合にもこの特例の適用があります。
※税額控除に代えて、取得価額の30%相当額の特別償却も認められます。

なお、この事例では、パソコン1台の取得価額が30万円未満であるため、年300万円を限度として損金経理を要件に全額を損金算入することも可能です。(朝日だより第22号参照)

根拠条文等

租税特別措置法第42条の6
(中小企業者等が機械等を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除)
同法施行令第27条の6(同) 同法施行規則第20条の2の2(同 対象範囲)
平成18年改正法附則第104条(同 経過措置)

※お問合せ先: 朝日税理士法人 052-571-5480 または info@asahitax.or.jp 富田まで